

沖縄労働局発表
 平成26年5月30日

担 当	沖縄労働局 雇用均等室長	松永涼子
	室長補佐	面高史代
電話		(098) 868-4380

平成25年度 男女雇用機会均等法の施行状況

法違反の28事業所に対し105件の是正指導
 —是正指導のうち70件(66.7%)がセクハラ関係—

沖縄労働局(局長 谷直樹)は、6月の「男女雇用機会均等月間」を前に、男女雇用機会均等法の周知、定着を図るため、平成25年度男女雇用機会均等法の施行状況をとりまとめたので公表いたします。
 [資料1: 第29回男女雇用機会均等月間実施要綱]

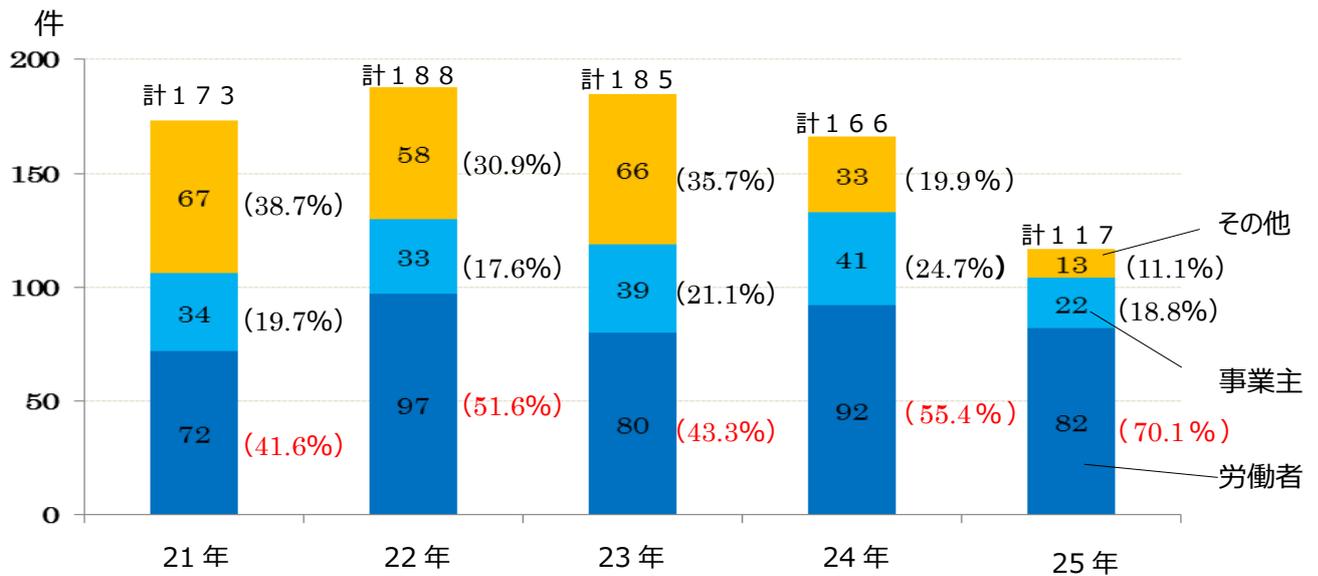
【ポイント】

- 平成25年度、沖縄労働局に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は117件。
【グラフ1】【表1】
- 相談内容は多い順に、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠等を理由とする不利益取扱い」、「母性健康管理」となっている。
【グラフ2】
- 是正指導を28事業所に対し105件実施。うちセクシュアルハラスメント70件(66.7%)
【表2】
- 紛争解決の援助の申立受理件数は6件、調停申請受理件数は1件であった。

1. 沖縄労働局雇用均等室への相談

- 平成25年度に、沖縄労働局に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は117件。■
 相談内容は、「セクシュアルハラスメント」が最も多く、39件となっており、次いで、「妊娠等を理由とする不利益取扱い」36件、「母性健康管理」33件となっている。
- 相談者の内訳を見ると、労働者からの相談は82件で、全体の70.1%を占めており、平成19年度改正男女雇用機会均等法施行後、最も割合が高くなっている。

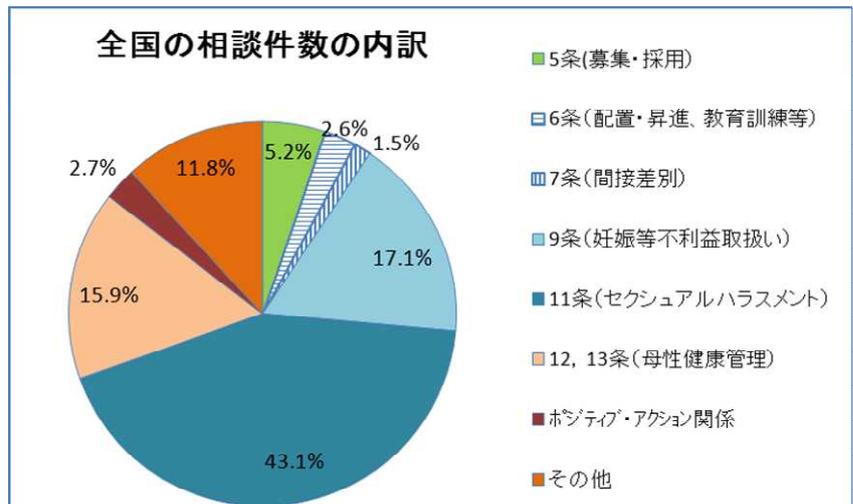
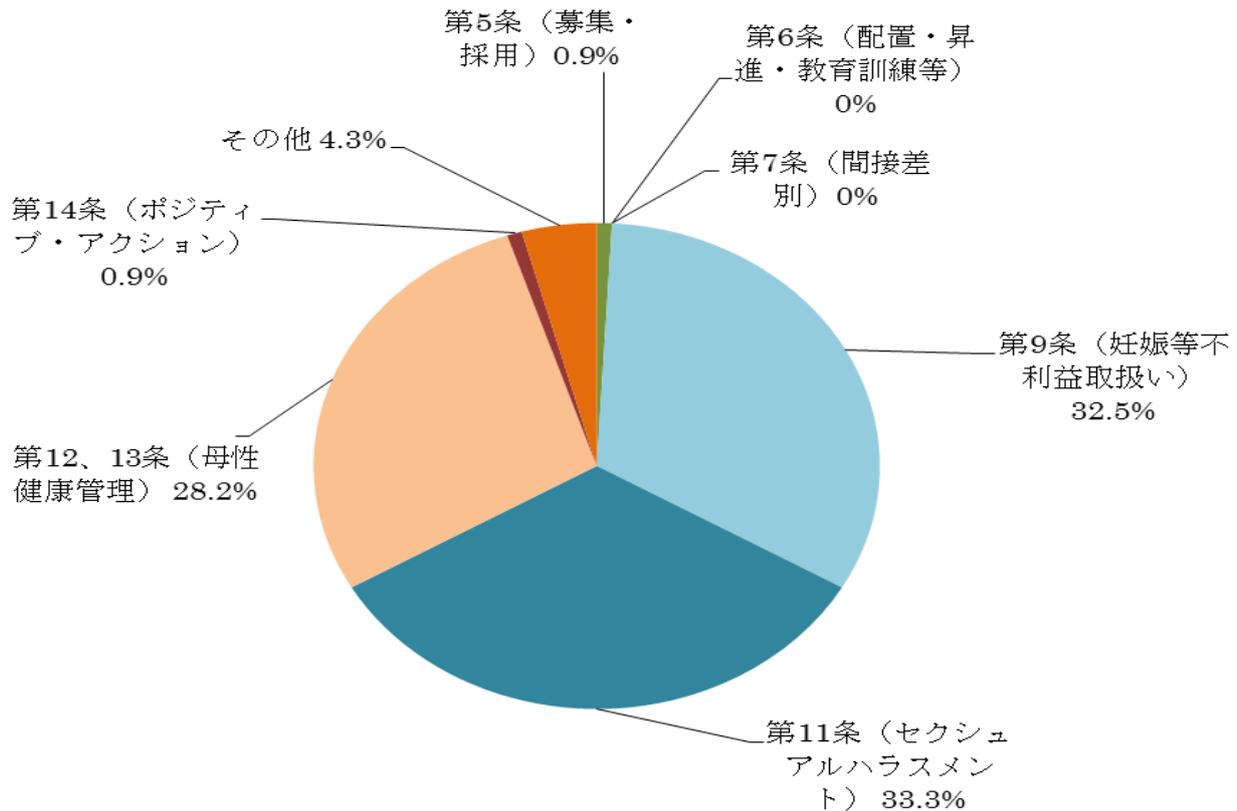
男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移【 グラフ1 】



男女雇用機会均等法に関する相談件数の内訳【 表1 】

均等法条項別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
第5条関係（募集・採用）	22 (12.7%)	15 (8.0%)	21 (11.4%)	10 (6.02%)	1 (0.9%)
第6条関係（配置・昇進・教育訓練等）	5 (2.9%)	2 (1.1%)	5 (2.7%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)
第7条関係（間接差別）	7 (4.0%)	0 (0.0%)	3 (1.6%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
第9条関係（妊娠等を理由とした不利益取扱い）	35 (20.2%)	48 (25.5%)	45 (24.3%)	41 (24.7%)	38 (32.5%)
第11条関係（セクシュアルハラスメント）	52 (30.1%)	68 (36.2%)	44 (23.8%)	75 (45.2%)	39 (33.3%)
第12、13条関係（母性健康管理）	33 (19.1%)	32 (17.0%)	48 (25.9%)	25 (15.1%)	33 (28.2%)
第14条関係（ポジティブ・アクション）	5 (2.9%)	5 (2.7%)	8 (4.3%)	8 (4.8%)	1 (0.9%)
その他	14 (8.1%)	18 (9.6%)	11 (5.9%)	4 (2.4%)	5 (4.3%)
合計（件）	173	188	185	166	117

男女雇用機会均等法に関する相談件数の内訳(平成 25 年度)【 グラフ 2 】



2. 紛争解決の援助

- ① 労働局長による紛争解決の援助（男女雇用機会均等法第 17 条）の申立受理件数は 6 件で、申立の内容は、「法第 9 条関係（妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」が 3 件、「法第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が 2 件、「法第 13 条関係（母性健康管理措置）」が 1 件となっている。平成 25 年度に終了した事案のうち 3 件について解決した。
- ② 機会均等調停会議による調停（男女雇用機会均等法第 18 条）申請受理件数は 1 件で、申請の内容は（母性健康管理措置）となっている。

3. 是正指導状況（男女雇用機会均等法第 29 条）

- ① 103 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの均等法違反が確認された 28 事業所（27.2%）に対し、105 件の是正指導を実施した。
- ② 指導事項としては、セクシュアルハラスメントが 70 件と最も多く、次いで母性健康管理措置が 34 件となっている。
- ③ 是正指導を受けた事業所全てが年度内に是正した。

是正指導件数の推移【表 2】

均等法条項別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
第5条関係（募集・採用）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	2 (2.2%)	1 (1.0%)
第6条関係（配置・昇進・ 教育訓練等）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第7条関係（間接差別）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係（妊娠等を理由 とした不利益取扱い）	0 (0.0%)	3 (3.1%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)
第11条関係（セクシュアル ハラスメント）	129 (64.2%)	60 (61.2%)	49 (52.1%)	72 (80.9%)	70 (66.7%)
第12、13条関係（母性 健康管理）	72 (35.8%)	35 (35.7%)	44 (46.8%)	14 (15.7%)	34 (32.4%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計（件）	201	98	94	89	105

第29回男女雇用機会均等月間実施要綱

1 趣旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていない。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなく自らのキャリアを築き、その能力を発揮できる環境整備等を進めること及び女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについて社会一般に定着させることが重要である。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについての相談は引き続き高い水準で推移していることから、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底を図る必要がある。

また、均等法の省令・指針が改正され、平成26年7月1日より施行されることからその内容を十分に周知するとともに、相談窓口が都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）であることを、社会一般に定着させる必要がある。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

2 目標

- (1) 均等法及び改正省令・指針の一層の周知徹底及び履行確保
- (2) ポジティブ・アクションの取組の促進
- (3) 女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについての定着

3 テーマ

踏み出そう ポジティブ・アクション！
～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

4 期間

平成26年6月1日から30日までの1か月

5 主唱

厚生労働省

6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

7 実施事項

(1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じ、7月に施行される改正省令・指針の周知及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談窓口が雇用均等室であることも含め広報活動を実施する。

(2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

(3) 均等法に基づく指導の集中的実施

雇用均等室において、男女均等取扱いの実現及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施する。

(4) 事業主に対するポジティブ・アクションの取組促進

厚生労働省及び都道府県労働局において、直接企業や団体を訪問することにより、企業がポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行うとともに、その取組状況についてポジティブ・アクション情報ポータルサイトの活用による情報開示の促進を図る。

改正男女雇用機会均等法等説明会 ご案内

雇用の分野における女性の活躍促進を一層推進するため、本年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行され、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底、コース等別雇用管理についての指針の制定が定められました。

また、少子化の急激な進行の中、「次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」は本年4月に公布されました。

沖縄労働局では、県内企業の事業主及び人事労務担当者等に対し、改正「男女雇用機会均等法施行規則」、仕事と家庭の両立支援に関する施策等の説明等を行うことを目的として説明会を開催します。

と き

平成26年6月25日(水) 14時～16時

ところ

沖縄県立博物館・美術館 講堂（那覇市おもろまち3丁目1番1号）

◆ 主 催

沖縄労働局、沖縄県

◆ 対 象

事業主、人事労務担当者、労働者 等

（定員200名）

●【講演】

女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長

中井 雅之

- ポジティブ・アクション能力アップ助成金、両立支援等助成金等について

沖縄労働局雇用均等室

【申し込み・問い合わせ先】

沖縄労働局 雇用均等室

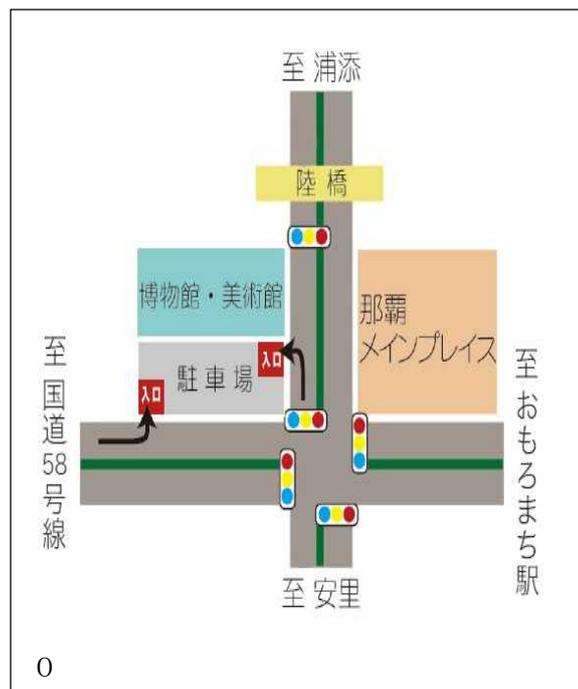
TEL 098-868-4380、FAX 098-869-7914

「改正男女雇用機会均等法等説明会」参加申込書

6月23日(月)までに FAX または電話によりご連絡下さい。

※ 入場無料です。（定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承ください。）

申 込 書	企業・団体名	所在地	
		TEL	FAX
	参加者名	役職等	備考



※ ご来場の際は、駐車場に限りがございますので、できるだけバスやモノレールをご利用いただきますようお願いいたします。

路線バス

おもろまち駅前下車(琉球バス、沖縄バス、那覇交通)

バス

那覇空港発 99番線 おもろまち3丁目バス停下車 徒歩5分

那覇空港発 120番線 上之屋バス停下車 徒歩10分

市内線 3・7・10番線 県立博物館前バス停下車

市内線 6番線 那覇メインプレイス東口バス停下車 徒歩5分

市外線 バイパス経由 おもろまち駅前バス停下車 徒歩10分

おもろまち行 おもろまち1丁目バス停下車 徒歩3分

沖縄都市モノレール

ゆいレール おもろまち駅下車 徒歩10分

中北部から

空港線及びおもろまち行各社バスで交通広場下車徒歩5分

南部から

バスターミナルから沖縄モノレール乗り換えおもろまち下車徒歩10分

空港から

沖縄モノレールおもろまち下車徒歩10分、タクシーで、博物館・美術館まで、約30分

駐車場 一般駐車場(普通乗用車)140台(うち障害者用4台)